



Title	中国初期探偵小説論 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	藤井, 得弘
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第13407号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74472
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Tokuhiro_Fujii_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 藤 井 得 弘

	主査	教 授	武 田	雅 哉
審査委員	副査	教 授	近 藤	浩 之
	副査	教 授	押 野	武 志

学位論文題名 中国初期探偵小説論

・当該研究領域における本論文の研究成果

中国の小説史研究の歴史を振り返るに、清朝末期の小説は長いあいだ空白地帯であった。特に大陸においては、文学の啓蒙的機能を重視する研究姿勢が支配的であったため、SFや探偵小説のようなエンターテインメントに類するジャンルは不可触の分野とされ、資料の整理も進展することなく、その実態については闇の中にあった。近年になって、やっと考古学的な作業が始まったばかりである。中国の探偵小説（中国語では「偵探小説」「推理小説」）については、昨今「華文ミステリ」が脚光を浴びつつあるとは言え、その淵源とも言える清末・民国初期の同ジャンルの実態は、いまだ明らかにされていない。本論文は、長年にわたる現地図書館等での文献発掘作業を経て蒐集されたテキスト群の丹念な読み、また時代背景の厳密な論証によって、この闇に光を当てることを試みたものである。

本論の第Ⅰ部「公案小説から「偵探小説」へ」の成果のひとつは、清末において、ホームズ物をはじめとする探偵小説が陸續と紹介されていく中で、作家やジャーナリストたちが、旧来の「公案小説」（裁判小説）を、中国産の「探偵小説」としてどのように捉えようとしたのかを明らかにし、さらには両者の間に「せめぎあい」「折り合いをつける」などの関係を切り結んだ、甲論乙駁の様相を明らかにしたことである。

本論では、清朝最後の十年間に、劉顎、吳趼人、周桂笙、呂俠らが編んだ中国版探偵小説の作品群のテキストを仔細に分析することで、かれらの探偵小説観をあぶりだし、「公案小説は探偵小説なのか？」という問いに対して提示された、それぞれの見解を明らかにしている。

さらに第Ⅱ部「「ホームズ」を生み出したかった中国人」では、そのような議論を経たのちに創作された探偵小説の作品群に光を当てて、これを分析していく。一般に、清末においては、SF小説はジュール・ヴェルヌを模倣し、探偵小説はコナン・ドイルの「シャーロック・ホームズ」を模倣したというように、きわめて単純に認識されてはいるものの、本論文では、中国にホームズを生み出した人びとの、さまざまな苦闘の痕跡が、それぞれのテキスト上にどのように現われているのかを、当時の社会問題や科学技術など、周辺の状況や背景をも仔細に分析しながら明らかにすることに成功した。これもまた本論文の主要な成果であると言えるだろう。

本論文は、既存の中国小説史観に疑問を抱き、あえてタブーに挑戦して、中国探偵小説の初期の実態に迫ろうとしたものであり、本研究から導き出された成果は、たいへん興味深いものとなった。これによって、従来の文学史書はことごとく書き変えを迫られ、これからの中国探偵小説史は、本論文の研究成果を無視しては綴り得ないであろう。

・学位授与に関する委員会の所見

本論文は、いくつかの研究誌に発表された8篇の論文の成果をまとめたものであるが、特に第6章、第7章、第8章の元になった3篇は、中国文芸研究会の査読誌『野草』に発表されたものであり、斯界においては、すでに一定の評価を得ているものである。

審査の過程において、いくつかの問題点も指摘された。引用された中国語テキストの解釈に誤読が見られること、望文生義的な引用がまま見られること、ひとつの論文としての前後の整合性に、やや不備が見られること、などである。

また、今後の課題としては、時を同じくする他地域の探偵小説との影響関係や比較分析の研究を進めるべく、アジア的ネットワークの視座も必要ではないかということ。特に日本の探偵小説との差違については興味深い結果がもたらされるであろうし、テキストに見られる漢語語彙を分析する上でも、日本を視野に入れることは欠かせないであろうこと。また、探偵小説は、どのように読まれたのか、また映画や漫画などのメディアにおいてどのように受容されたかという視野も必要ではないか、などの意見が提示された。

指摘された問題点はいずれも、現時点で筆者が十分に自覚しており、容易に修正し得るものであって、本論文の価値を本質的に損なうものではない。また、諸々の課題については、今後の研究の進展により、日ならずして解決されることが期待されるものである。

以上の審査結果から、本審査委員会は、全員一致で本学位申請論文が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものであると判断した。